

# 第 1 問 答案用紙< 1 >

## (租 税 法)

### 問題 1

#### 問 1

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち、損金算入限度額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない（法法37①）。ただし、本問の寄附金300万円は地方公共団体に対するものであることから、同項に規定する寄附金の額には含まれず、A社の平成29事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される（法法22③二，37③一）。

#### 問 2

A社の受け取った5,000万円の配当は、外国子会社に該当するB社から受けた配当であるが、B社がX国の法令に基づき支払配当額の全額を損金算入していることから、配当等の益金不算入の規定の適用はなく、A社の平成29事業年度の所得金額の計算上、全額が益金の額に算入される（法法22②，23の2②一）。

#### 問 3

A社は、非居住者Qに対し国内において国内源泉所得（国内にある土地の譲渡対価2億円）の支払をしていることから、その支払の際、その国内源泉所得について所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日までに、国に納付する義務（源泉徴収義務）が課せられる（所法161①五，212①）。

#### 問 4

A社が使用人兼務役員であるPに対して支給した使用人としての職務に対する給与の額のうち、他の使用人に対する給与の支給状況に照らして不相当に高額な部分の金額は、A社の平成29事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されないが、それ以外の部分の金額は、損金の額に算入される（法法22③二，34②）。

# 第 1 問 答案用紙< 2 >

## (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社による乙土地の譲渡は、有償又は無償による資産の譲渡に該当するの で、益金の額に算入すべき収益の額は、譲渡時における時価の1億5,000 万円である。法法22②
②	○	法法23①一, 24①三
③	×	Rが自己の夕食用の食材として使用した食品の時価相当額は、Rの事業所 得の金額の計算上、総収入金額に算入される。所法27①, 39
④	×	D社は、平成29事業年度の所得金額の計算上、平成28事業年度に生じた 欠損金額300万円を損金の額に算入できるが、平成25事業年度における欠損 金額600万円は損金の額に算入できない。法法57①, ①一イ, 57の2①一
⑤	○	消法9の2①, ②, ④二

## 第2問 答案用紙<1>

### (租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の金額	. . . . .	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式		1,811,900
B社株式		60,000
C社株式		9,975,000
(D社による自社株買いについての申告調整)		
D社株式(源泉所得税等についての申告調整を除く)		450,000
(子会社の清算についての申告調整)		
「4. 子会社の清算に関する資料」の会計処理について	11,000,000	
(減価償却についての申告調整)		
機械装置F	1,675,000	, ,
機械装置G	12,500,000	, ,
パソコンH	1,250,000	, ,
ソフトウェアJ	670,000	, ,
(役員給与についての申告調整)		
専務取締役K	450,000	, ,
常務取締役L	300,000	, ,
非常勤取締役M	0	, ,
(租税公課についての申告調整)		
7. 租税公課に関する資料		
(1)について		38,500,000
(2)について	116,750,000	, ,
(3)について	, ,	4,000,000
(4)について	36,200	, ,

## 第2問 答案用紙<2>

### (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(源泉所得税等及び外国税についての申告調整)		
源泉所得税等及び外国税	2,581,137	, ,
(交際費等についての申告調整)		
9. <u>交際費等に関する資料</u>		
(1)について	4,000,000	, ,
(2)について	, ,	427,500
(寄附金についての申告調整)		
10. <u>寄附金に関する資料</u>		
支出寄附金の損金算入限度額超過額	505,000	, ,
上記以外の調整額	500,000	, ,
(欠損金についての申告調整)		
「11. 欠損金に関する資料」について	, ,	34,000,000
(その他の申告調整)	. . . . .	. . . . .
(法人税額の計算)		
所得金額	. . . . .	
法人税額	. . . . .	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	906,137	
外国税額控除額	100,000	
中間申告法人税額	. . . . .	
納付すべき法人税額	. . . . .	

## 第 2 問 答案用紙< 3 >

### (租 税 法)

問 2

[問]1.

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) 得意先 A 社に対する債権	6,999,998	, ,
(2) 得意先 B 社に対する債権	4,000,000	, ,
(3) 得意先 C 社に対する債権	1,500,000	, ,
(4) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額	707,395	, ,
[問]2. 貸倒実績率		0.0052

(小数点第 4 位未満の端数切上げ)

## 第2問 答案用紙<4>

### (租 税 法)

#### 問題2

(単位：円)

[問]1.

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 事業所得の総収入金額                               | 9,550,000 |
| (2) [資料]2.(3)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額       | 540,000   |
| (3) [資料]2.(4)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる減価償却費の金額 | 50,100    |
| (4) 青色申告特別控除額                                | 110,000   |

[問]2.

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 不動産所得の金額       | 0         |
| (2) 給与所得の金額        | 1,500,000 |
| (3) 総合課税となる譲渡所得の金額 | 250,000   |
| (4) 一時所得の金額        | 100,000   |
| (5) 雑所得の金額         | 138,000   |

[問]3.

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 土地の取得費の金額 | 26,115,000 |
| (2) 建物の取得費の金額 | 17,224,700 |

[問]4.

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 医療費控除の金額   | 174,400   |
| (2) 社会保険料控除の金額 | 1,638,000 |
| (3) 生命保険料控除の金額 | 102,500   |
| (4) 扶養控除の金額    | 380,000   |

## 第2問 答案用紙<5>

### (租 税 法)

#### 問題3

(単位：円)

#### 問1

[問]1. 消費税額の計算

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 課税標準額         | 3,310,000,000<br>(千円未満の端数切捨て) |
| (2) 課税標準額に対する消費税額 | 208,530,000                   |

[問]2. 課税売上割合の計算

- |                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| (1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。) | 3,304,000,000 |
| (2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)       | 376,000,000   |
| (3) 非課税資産の輸出等の金額                 | 120,000,000   |
| (4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)      | 1,200,000,000 |
| (5) 課税売上割合の計算式の分子の金額             | 3,800,000,000 |
| (6) 課税売上割合の計算式の分母の金額             | 5,000,000,000 |

[問]3. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

- |   |             |
|---|-------------|
| (1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの              | 183,078,000 |
| (2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの            | 4,032,000   |
| (3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | 5,040,000   |

[問]4. 控除対象仕入税額の計算

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 個別対応方式による控除対象仕入税額   | 186,102,000 |
| (2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 | 115,290,000 |

## 第 2 問 答案用紙< 6 >

### (租 税 法)

#### 問 2

[問]

(1) 通算課税売上割合

0.364

(小数点第3位未満の端数切捨て)

(2) 調整対象基準税額

1,260,000

円

(3) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額

△549,360

円